

【関連史料】

○左の文献から引用しています。引用文の末尾に引用した文献と頁を示してあります。

・『新編信濃史料叢書 第十九巻』

〈以下、『信叢』と略す〉

・『信州塩尻赤羽家 元禄大庄屋日記』

（一九七四年）

〈以下、『赤羽』と略す。〉

・『眞篤荊信濃美談 初篇』

〈以下、『美談』と略す〉

○本史料は原文を読み下し、現代仮名遣いに直しています。

○史料番号は、混乱を避けるため、前編と後編の配布資料で通し番号を用いています。

【史料9】達し書きの返上

「郷中訴詔之事控」

一、さてまた〈中略〉内左衛門より申し進め候由、

「この度当与^{とうぐみ}〈塩尻組〉は、一味して難渋願ひ致し候などと申す儀、かつてこれなく候。諸事御上様の御差し図通りに仕るべく候えば、先だつて下され候御宥免の御達し書き、返上仕るべし」と申して差し上げ候えば、この儀御上にて奇特なる取り斗^{はか}らいとて御褒美下されべしと申し進め候由。

一、庄内の組手代百瀬三七の義は、内左衛門に御内意ありし後申上げ候。「御当与は何事も訴訟申す存念かつてござなきところ、外々よりさそわれ候ゆえ、よんどころなく一味致し候趣きにて候。この節に相成り候ては諸事前々の通り相勤め申すべしと組中の者申し候。少しも別心ござなく候。これにより御宥免の証文差し上げ候」と申し、返上致し候由、これへも奇特なる取り斗^{はか}らいとて御褒美品々下され候由。

〈中略〉

一、外の組手代よりも追々種々の趣意申し上げ、御宥免の御証文返上致し候由、これは内左衛門・三七など、右の御証文差し上げ候も、定めて品々御

褒美あるべき段申すゆえ、この趣きを見聞して外組手代よりも差し上げ候と申す噂に候。

一、右の趣意にて返上致し候御証文、皆々御取り集めなされ、早々江戸表に御差し出し、御覧に入れなされ候由。

（『信叢』八頁より）

【史料10】達し書き返上への動き

『信州塩尻赤羽家 元禄大庄屋日記』

一、同廿日^{（十月）}に与中庄や、与頭^{くみがしら}、長百姓、御礼に松本へ下り申し候。御代官へ参り候えば、御郡御老中様へ参り候様に仰せ付けられ候間、丸山角之丞^{（出川組組手代）}殿は先へ出で下され、その後、我ら・兩人よびかえし、「式斗五升挽きの証文は跡に居残り候もの願ひにつき、下され候。最前の御証文いただき一人も出で申さず候と手形まで指し上げ、後の御証文頂戴仕り候事は如何^{いか}の由にて、最早庄内与^{しょうないぐみ}、嶋立^{しまだち}与^{ぐみ}は返し候間、その通り語り候」と御申しなされ候。

もつとも「後御証文所持候えば、いたずらものになり候」と申し立て候。その後御城、御郡へ参り候えども、御礼申す分もこれなしとて御老中様へは参らず候。

（『赤羽』二八七頁より）

【史料11】首謀者の処罰へ

「郷中訴詔之事控」

一、十一月に相成り、江戸より殿様厳しき御差し図仰せ遣わされ候由、この度訴訟に徒党致し候義、殿様甚だ御耻辱御心外に思し召され候由、仰せ越され候。御達し書き左の通り

覚え

一、今度百姓ども收納の儀につき、大勢城下へ相詰め、五ヶ条の願ひ書き付け差し出し候ゆえ、郡奉行ども方より吟味の上、申し付けべく候間、村々へ罷り帰るべき旨、事をわけ申し渡し候えども、

承引致さず、十月十四日より十八日まで日々罷り出で候由、これにより非文の訴訟といえども、我ら当主ゆえ、当分しづめたため、年寄りども方より願ひ残らず相叶うべき由申し触れ、村々へ帰し候由、委細江戸において聞き届け候事。

一、常々百姓ども願ひこれあらば、役人どもをもつて、郡奉行ども方へ申し達し候様にと申し付け置き候ところ、代官下役どもを差し越し、難義なる訴訟、あまつさえ 公儀御法度の一味同心を致し、ならびに同心仕らざる村々へは、付け火仕るべきの旨申し触れ、城下の町家へ入り、我がままをいたし、衣服などをぬすみ取るの仕方、重罪至極について、せんぎの上、(註議)とうり(棟梁・頭領)の者、この度仕置き申し付けられ候事。

一、今度書き出し候五ヶ条の願ひ、新法に申し付け候儀はこれなく、先代よりありきたりの義ども申し出で候について、一ヶ条も差しゆるさず候間、前々の通りに致すべく候。我ら代々色々ようしや用捨を加え、ありきたる役儀などもゆるし候ところに、今度いたずら者付け火仕るべきの旨、申し触れ候に恐れ、訴訟に罷り出で候段、不屈きに候。重ねてかようの義候わば、その所の庄屋組頭まで詮議の上、吃度曲事きつとくせじに申し付けべく候事。

右の旨、在々百姓どもに申し渡すべきものなり。

寅十一月 日 御印

右の趣き、江戸より山上図書・秋本源五兵衛をもつて 仰せ出だされ候間、庄屋与頭小百姓まで申し渡すべく候。以上。

寅十一月

鈴木主馬

郡奉行

小島五郎兵衛

日根野儀兵衛

『信叢』八〇九頁より)

【史料12】民権と「義民」

『眞篤苻信濃美談』

(本史料の引用にあたっては、原文に従つて旧仮名遣いを用い、句読点を付しました。)

眞篤苻信濃美談序言

民ハ国の本なり。民富て国貧しきハあらず。抑国君の大幹なるも、民庶枝葉の力を得されバ、焉乎能く茂樹の繁盛を見む。民を撫ること君にあり。国を保こと民にあり。故に官民の権衡相比して富国強兵全かるを、上は下を陵虐し、苛政民を害ふときんば、枝葉大幹を乖離して国土衰ふ。此理、蓋し地球上一円の通義にして、古今不変の道と雖も、然るも我従前の民心専政の下に坐じ、其奴隸に甘んじ、卑屈に慣れ、曾て天賦の自由を活動するを惟はず。唯に尊王の意に厚きも、却つて愛国の情に疎く、国民同胞の為に自ら欲する所を演ず。其不可とする所も唯々諾々之命隨ふ者とし、所謂啼児と地頭の俚諺に安んじ抽出て擅断苛酷に抗じ其弊害を掃攘するの氣力に乏し。民権百家伝に曰、「今夫代議の政論を唱へ、民権の主義を講するは字義名稱こそ新なれ、其意東西古今の別なし」云々と。羅馬古代のプラタス・バブリアスの如き共に民権家の巨擘にして事は西洋紀元前にあり。爾後紀元一千三百年代の初め英國ウキリアム・ラングトンの両俊傑あり。剛毅材幹共に国民の為に奮励して、竟に英國の富強方今の位置に到る偉業を当初に興せるや、蓋し愛国の嚆矢といはざるを得ず。大小相異るも身を殺し仁を成すが如き我下総州の細民・佐倉惣五郎即ち是なり。之に相繼の義民信濃に起り、憂苦艱難膽を嘗、一死を畏れず、憤然義挙して如終撓まず、遂に吾人民心の結果を得たる其事蹟歴然として口碑に伝ふ。今又更に刊行し以て不朽に垂んとす。渡邊文京此が操觚に任し全部稿成るを以て余に助言を需む。田毎の鏡月明々として、民権の皎々たるに反射するや信陽の名勝其第一に算ふも可也。以て簡端に題す。

于時明治十五年十一月廿八日東京いろは新聞

京文社の長老、玩仏居士、京橋区本材木町第三坊の草廬・仏骨庵の南窓に採毫。

仮名垣魯文卒記

『美談』

【史料13】後世に描かれた加助の人物像

貞享義烈碑

（漢文を読み下してあります。）

大政維新となり、万国を洞覧して長を取り短を補い、時運に交通せんとす。諸県皆歐洲に倣いて国会を開かんことを冀望す。是に於いて自由民権の論紛然として興る。我が信安筑二郡の志士にして義を慕うの人、多田加助の義に感ずるあり。僉曰く、民権の宗なりと。

加助は安曇郡中萱村の人なり。安曇郡と東筑摩とは、租額七万石にして、松本城主水野忠直の藩封に係る。

〈中略〉

嗚呼、加助貞享の藩政に枉死して、明治の昭代に称揚せられ、民権を論ずるも者の宗とする所となる。在天の魂もまたもって少しく慰めらるべし。二郡の志士義を慕いて措かず。その二百年の遠忌近年にあり。故にまず余が文を招魂社の地に刊石して、もって不朽に伝えんと欲す。余固より譴劣なれば豈もってその義を表するに足らんや。然れども加助の烈に感じて年あり。乃ちその事を叙してもって表するなり。これに先立ち好事あり。曲院本をなし、加助の伝を劇場に演ぜり。観る者泣を掩いて仰ぐこと能わざりしと云う。今余が文は人をして泣かしむること能わずと雖も、世の志士義人、或いはこの碑を読み加助の烈を追想せば、必ず涙を墮す者あらん。

明治十三年七月 岐蘇武居彪撰文 中林和書

（貞享義民記念館）

「貞享義民旧跡巡り 2016」配布資料より）

【参考資料】

『南安口碑伝説集』

本書は昭和七年（一九三二）刊行。信濃教育会南安曇部会が郷土調査員会を組織して昭和四年五月から翌年二月までの間に郡内の口碑や伝説を収集した。

【参考資料1】

熊野神社

明盛村中萱にある熊野神社は軍神だと言ふ。明治廿七八年戦役に際して、郡内出征の軍人等当社に冥護を祈った処が、其功頗る顕著で、死亡したものはなかつたと言ふ。〈中略〉

此の切株の存する杉の大樹は逆杉といふ。かの中萱加助が勢揃ひをして、この権現の宮で首途の祝をやった。其際に加助がこの首途の祝として、この杉を逆に植ゑても芽が出ると言うて植ゑたのが成長したので、その故に枝は何れも下向に出たと言ふ。その杉の大樹は周囲が二丈もあつたが、後慶応二年八月暴風の為に倒れて、現在はその根株を存するのみである。

又、

嘉助が刑場に行く途すがらと樹てた杖の根が、そのまゝに根づいて、そして又枯れた古株であると言ふ。

（「日本伝説集」 信濃の巻）

『南安口碑伝説集』

【参考資料2】

加助の墓

明盛村中萱の加助神社の社殿の後に加助の墓石がある。この墓石の破片をもつてお守りにする時には九死に一生の願事かなふと言ふ。又瘡おこりの病の除けにもなると言ふ。其為この墓石はけづられて大分こはれてゐる。

又この墓地の砂を借りて来て稲田に撒布する時はうんかの災をまぬがれるといひ、近年のうんか退治にも諸方から来つて持行く者多く、功驗は事実であると言はれてゐる。

にある熊野神社は軍神だと言ふ。明治廿七八年戦役に際して、郡内出征の軍人等当社に冥護を祈った処が、其功頗る顕著で、死亡したものはなかつたと言ふ。〈中略〉

【参考資料3】

西中萱の観音堂

明盛村中萱に観音堂がある。この堂の側に直径三尺余の柏樹の切株がある。これは中萱加助が刑せられた時、村人が密かにその遺骸を沙原墓すなはち地（観音堂附近）に葬つたので、その墓標として柏樹を植ゑたのである。と同時にその供養として堂を建てたのが今の観音堂である。敷地も約二十坪ばかりである。処が元文初年のこと、こゝから現在の墓地に移してしまつたのである。処が昔から此処へ鋤を触れると祟ると言はれて居つた。この柏樹を大正三四年頃西中萱の仲間某に売却して、飲代としてしまつた。某は之を切ると某の家では母の眼がつぶれ、その子供には不具者が出来たのである。これが又松本の殿様だつた水野家にも祟りをなしたことがあり、水野家ではその為、現在の松本市小学校開智部のある地の乾瑞寺（明治維新に廃寺となる）に位牌を作つて供養したと言ふ。

（ 今井武志）